

役員報酬等に関する規程

(定義等)

第1条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号に定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員報酬等は、無報酬とする。

(公表)

第3条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

この規程は平成29年6月12日から施行する。

役員費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人滑川市社会福祉協議会の定款第25条の規定に基づき、役員（理事・監事）の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 役員（理事・監事）が、その職務のため、理事会に出席したときは、表1により費用を弁償する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、＜旅費規程＞に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(改 廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

表1

費用弁償の額	日額 1,000円
--------	-----------

附 則

この規程は、平成29年6月12日から施行する。

評議員の費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人滑川市社会福祉協議会の定款第10条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、表1により費用を弁償する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、〈旅費規程〉に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(改 廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

表1

費用弁償の額	日額 1,000円
--------	-----------

附 則

この規程は、平成29年6月12日から施行する。